

熊取町産前産後ヘルパー派遣登録事業者募集要領

1. 目的

この要領は、熊取町産前産後ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）の登録事業者の申請及び登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の概要

（1）事業の内容等

事業の内容については、熊取町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）に、サービスの内容については、熊取町産前産後ヘルパー派遣事業実施仕様書（以下「仕様書」という。）それぞれに記載のとおりとする。

（2）事業の実施

事業の実施にあたっては、要綱及び仕様書を遵守し実施するものとする。

（3）事業の実施区域

事業の実施区域は、熊取町全域とする。

（4）登録有効期間

新規登録事業者：登録日から令和10年3月31日まで

継続登録事業者：令和7年8月1日から令和10年3月31日まで

3. 事業の実施依頼（利用予定者の連絡）

町はサービス利用希望者から利用申請があり、その利用を決定した場合においては、利用者の希望する事業者に対し実施依頼の連絡をするものとする。

4. 登録事業者の申請資格

事業に対して意欲を有する事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- （1）泉州地域に活動拠点となる事業所があり、利用者の派遣要望に応えることのできるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、若しくは、同法第115条の4の3第1項に規定する指定事業者又は同等の援助が提供できる者。

（＊）

＊「同等の援助が提供できる者」とは、複数名で構成された団体で、構成員（代表者含む）の中に、家事又は育児のサービス提供の実績がある者がおり、サービス利用者の居宅において家事又は育児サービスの提供が可能であると町長が認める者とする。

- （2）母子保健に理解と熱意を有し、事業目的を十分理解している者。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （4）要綱及び仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者。
- （5）法人税、消費税、地方消費税及び町税を滞納していない者。

5. 提出書類

- (1) 熊取町産前産後ヘルパー派遣登録事業者申請書（様式1）
- (2) 熊取町産前産後ヘルパー派遣実施計画書（様式2）

＊申請に必要な添付書類を併せて提出すること。

6. 登録事業者の審査等

町は、提出された書類に基づき、事業者を審査する。必要に応じてヒアリング又は実施調査を行う。審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録するとともに、審査結果について書面で通知する。

7. 登録内容の変更等

登録事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに、熊取町産前産後ヘルパー派遣事業者登録内容変更届（様式3）により届け出ること。

8. 登録事業者の取消

次のいずれかに該当する場合又は、該当することが判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。なお、登録の取消により損害を受けた場合においても、事業者は町に対し、その損害の補償を請求できないものとする。

- (1) 登録事業者の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 事業を履行することが困難と認められる場合
- (5) 申請に際して不正行為があった場合
- (6) 公租公課の滞納処分を受けた場合

9. 申請書等の提出方法

- (1) 提出期限 新規登録事業者：随時登録申請を受付
継続登録事業者：令和7年7月18日（金）まで
- (2) 提出先 〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号
熊取ふれあいセンター（熊取町立総合保健福祉センター）2階
熊取町子育て支援課母子保健グループ
- (3) 提出方法 直接持参により提出する。
- (4) 問合せ先 熊取町子育て支援課母子保健グループ
電話：072-452-6294 FAX：072-453-7196

10. その他

- (1) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。なお、不登録となった場合においても町で定めた保存期限終了後、町の責において全て処分するものとし、本事業以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、申請に要する費用は、すべて申請事業者の負担とする。
- (3) 当該募集は、あくまで事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ず契約を約束するものではないこと。

(参考) 地方自治法施行令 (抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

様式 1

熊取町産前産後ヘルパー派遣登録事業者申請書

年 月 日

熊取町長 宛

熊取町産前産後ヘルパー派遣登録事業者募集要領に基づき、次のとおり登録を申請します。なお、申請資格要件はすべて満たしており、この申請書および添付書類のすべての事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、当該事業の実施にあたっては、熊取町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱及び熊取町産前産後ヘルパー派遣事業仕様書並びに関係法令を遵守いたします。

申請者	法人名称	
	所在地	
	代表者氏名	印

事業実施事業所	事業所名称	
	所在地	(〒 -)
	連絡先	電話 FAX
	管理責任者氏名	
	部門別責任者氏名	家事支援 育児支援

- (添付書類)
- 指定書の写し (介護保険法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者または同法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項に規定する指定事業者の場合)
 - 実績報告書 (任意様式)
応募資格の「同等の援助が提供できる者」に該当する場合、利用者の居宅における家事育児のサービス提供の実績がわかる書類。
 - 資格証明書の写し (介護福祉士その他政令で定める者)

様式2

熊取町産前産後ヘルパー派遣事業実施計画書

年 月 日

熊取町長 宛

事業所所在地
事業所名
代表者

対応サービス	熊取町産前産後ヘルパー派遣事業 ☐ 家事支援 ☐ 育児支援
サービス提供地域	熊取町全域
サービス提供可能時間	午前（ ）時 から 午後（ ）時まで
サービス提供可能曜日	☐ 平日（月から金曜日） ☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日
休業日	☐ 土曜日 ☐ 日曜日 ☐ 祝日 ☐ 年末年始
実施担当者 部門別職員数	☐ 家事支援 （ ）人 ☐ 育児支援 （ ）人
サービス提供内容	変更前
	変更後

該当する箇所にチェックし、必要事項をご記入ください。

様式 3

熊取町産前産後ヘルパー派遣事業者登録内容変更届

年 月 日

熊取町長 宛

熊取町産前産後ヘルパー派遣登録事業者募集要領に基づき、次のとおり登録内容を変更したので、届け出ます。

届出者	法人名称 変更 ☐ 有 ☐ 無	変更前 変更後
	所在地 変更 ☐ 有 ☐ 無	変更前 変更後
	代表者氏名 変更 ☐ 有 ☐ 無	変更前 変更後

事業実施事業所	事業所名称 変更 ☐ 有 ☐ 無	
	所在地 変更 ☐ 有 ☐ 無	(〒 ー)
	連絡先 変更 ☐ 有 ☐ 無	電話 FAX
	管理責任者氏名 変更 ☐ 有 ☐ 無	
	部門別責任者氏名 変更 ☐ 有 ☐ 無	家事支援 育児支援